もの									
ハ　二輪のもので総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの									一、五〇〇
ニ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの									一、八〇〇
ホ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の十五で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの									二、七七五
軽自動車									
二輪のもの（側車付のものを含む。）									二、七〇〇
三輪のもの									
	営業用								
		平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの							二、三二五
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの							二、九二五
	自家用								
		平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの							四、一二五
		平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの							五、一七五
四輪以上のもの									
	乗用								
		営業用							
			平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの						五、四〇〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの						八、一〇〇

一　次の表に掲げる区分ごとの下欄の額に、軽自動車等（地方税法第四百四十二条各号に掲げるものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないものの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

区分	額
原動機付自転車	
イ　総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。）	一、五〇〇円
ロ　二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え〇・〇九リットル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの	一、五〇〇
ハ　二輪のもので総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの	一、五〇〇
ニ　二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの（ハに掲げるものを除く。）又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの	一、八〇〇
ホ　三輪以上のもの（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十五条の十五で定めるものを除く。）で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの	二、七七五
軽自動車	
二輪のもの（側車付のものを含む。）	二、七〇〇
三輪のもの	
平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、三二五
平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、九二五